

## 広島県告示第三百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成三十年四月九日

広島県知事 湯崎英彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成元年二月二十三日農林水産省告示第二百二号

### 二 変更に係る指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、変更しない。
- (二) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課並びに関係市役所及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）